

戦前期製茶業の制度分析

— 国内市場への回帰と「商標」による取引 —

谷 山 英 祐

一 はじめに

(1) 本稿の課題

近年の比較・歴史制度分析に依拠した明治期製茶業の研究によれば、製茶業の発展において最も重要であったのは、器械制大工場が改良座繰かという技術的選択もさることながら、商標の確立、および、それに適応的な生産組織や取引制度の確立であった。¹⁾しかし、製茶業で形成された制度が、その他の産業においても効率的であったわけではない。なぜならば、持続的に発展した産業には、それぞれに適応的な制度が選択されるからである。本稿の課題は、開港初期の主要輸出

産業であった製茶業の制度分析を通じてこの点を検討することであり、産業発展のあり方と制度との関係を考察することである。明治期の製茶業で注目されるのが、一九一〇年前後に確認される輸出市場から国内市場への製茶市場の転換と、国内製茶市場における商標制度の普及である。国内市場へ転換したさいに、それまでの輸出製茶取引で支配的であった証券制度から、商標制度が国内市場では支配的な制度となった背景と産業発展の経路に与えた影響はなにか、それが本稿の具体的な問題関心であり、京都府と静岡県製の製茶業の比較を行いながら考察を進めていく。

(2) 研究史の整理と論点

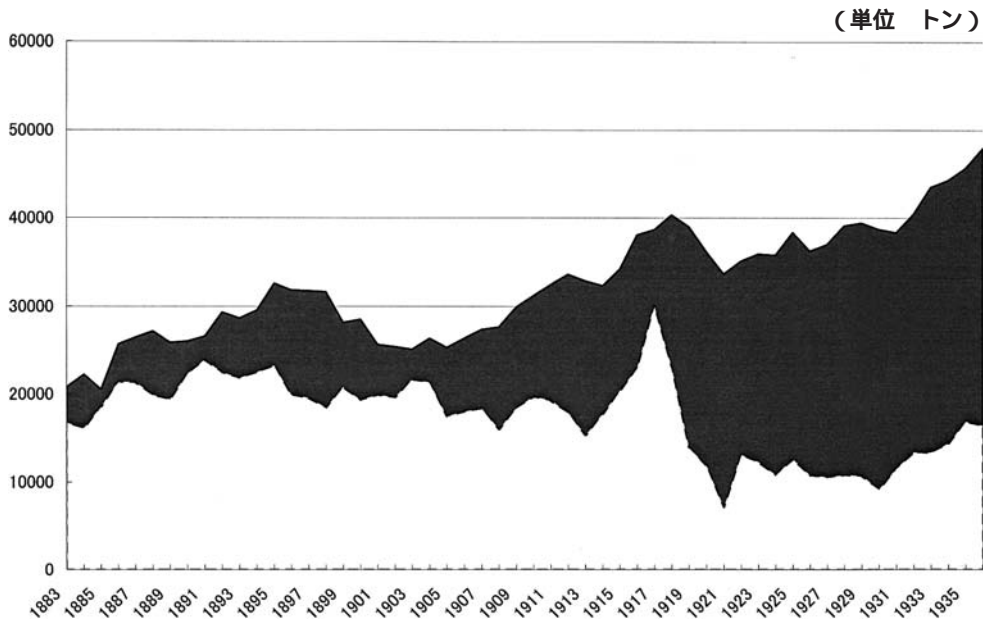
開港初期の製茶業⁽²⁾は製糸業に次ぐ主要輸出産業であったが、一八八〇年代後半には茶の輸出は停滞してしまふ。その原因は、①インド産紅茶等との価格競争に敗れたこと、②着色茶に代表される不正茶や粗悪茶によって市場の信用を失ったこと、の二点に求められている。まず、製茶業の停滞要因のうち不正茶・粗悪茶について確認しておこう。不正茶とは、「柳・桑・柏杷等の葉を茶葉中に混合すること、薬品を以て緑色を付着すること」であり、粗悪茶とは、「日乾茶などの乾燥不足の低品質な茶」を意味する⁽⁴⁾。ここで注意しなければならぬのは、不正茶が意図的に取引相手を騙す、つまり、取引制度に関わる問題であったのに対して、粗悪茶は、主に技術的要因ならびに高品質茶の生産への誘因が弱いゆえに生じた問題であった点である。

近年の明治期製糸業の分析から、製糸業では商標による取引統治によって取引上の問題を解決すると同時に、商標を設定することで高品質な（斉一な）生糸生産への誘因が製糸家に与えられていた事実が明らかにされた⁽⁵⁾。しかし、製茶業ではそのような制度が形成されなかつたことから、製茶業の停滞要因が産業発展に適切な制度形成の失敗に求められるのではないか、という仮説が提示されている⁽⁶⁾。とはいえ、その仮説を検証するには、製糸業に関しては研究の蓄積があるとはいえ製茶業のそれは十分とはいえない。また、山城製茶業を分析した石井寛治は、山城茶業が開港以後に世界市場へスムーズに対応しえたのは、開港以前に到達していた在来産業としての発展水準の高さによる

もの、とする一方で、在来技術に立脚して発展したがゆえにのちに品質低下と輸出不振を招いた、と結論付けた⁽⁷⁾。しかし、製茶業と同様に在来技術にその基礎を置いていた改良座繰結社の発展と比較するならば、近代的か在来的かという技術選択ではなく、より高品質な茶の生産への誘因となる制度の有無こそが検討されるべきである。

従って、本稿は開港以降の製茶業を制度、とりわけ検査制度に注目して分析を進める。本稿で特に注目したのが、まず、いったん輸出産業として発展した日本製茶業が国内市場へ回帰した点である。図1は、茶の生産量と輸出量の推移を表したものであるが、図1で塗りつぶした面積が国内市場の規模を示しており、一九一〇年頃から国内市場が拡大したことが理解できよう。従って、戦前期製茶業の分析においては、国内市場への回帰の背景と諸要因が分析される必要がある。次に、その際に代表的な製茶会社であった山城製茶株式会社が「商標」を設定したという武田晴人の指摘に本稿では注目した⁽⁸⁾。輸出市場では適切な制度が形成されなかつたにも関わらず、国内市場への転換の際に商標を確立しようとした背景は何か、これが本章の具体的な課題である。さらに国内市場への転換のさいに京都府と静岡県で確認された差異にも注目し、その差異と両府県の発展のあり方の関連についても考察していく。

以上の課題、分析視角のもと本稿は、第二節で輸出港での取引の実際を確認し、第三節ではその問題に対して取られた政策を検討する。最後に国内製茶業について数量的な概観を行い、京都府の製茶業の具



出所 寺本益英『戦前期日本茶業史研究』有斐閣、1999年、表序-1(16-17頁)より作成。

図1 生産高と輸出高の推移

体的な事例を検討する。

二 開港以後の製茶輸取出引の諸問題

(1) 神戸港の製茶輸出

大阪を事例として開港以前の茶取引を確認しよう。一八世紀頃の茶流通の経路は、産地製茶家—大阪茶問屋—大阪茶仲買商—小売、という経路であった。このうち、大阪茶仲買商は一七二五(享保一〇)年に伊勢講申合を制定した。この申合では、仲買商に対して不正な取引を行う問屋に対して仲買商は紛議が解決されるまで集团的取引停止を行うこと、茎が混入するなどの粗悪品に対しては問屋が荷主へ通告し、改善されない荷主の茶の取引はしないなどが定められた。しかし四四年に伊勢講申合が機能しなくなった為に改正を行なった。その第一條は次のように述べている。「恵比須講ヲ結参会之上、茶商買仕方申定悪茶並粉敷茶荷物互ニ改メ相売買不仕為、申替則恵比須講帳面ニ記有之候……然ル處當時仲買増減数多有之、従古來茶仲買商買仕方定之儀、新入講不鍛鍊之輩モ在之」¹⁰⁾。この仲買商申合せが粗悪茶を取引から排除するには、仲買商が粗悪茶の取引を一致団結して拒否することが重要であるが、仲間商の新規参入によつて粗悪茶等を選別する能力の低下が問題とされていた点が注目される。すなわち、不正茶を選別する能力の低下が不正茶の流通増加を招いたのであった。

表1 神戸・大阪港製茶輸出額（単位 ドル）

| 年 | 茶 | | 総額 輸出 |
|------|-----------|---------|-----------|
| | 輸出 | 移出 | |
| 1868 | 29,776 | 280,089 | 388,096 |
| 1869 | 282,340 | 557,160 | 815,674 |
| 1870 | 796,013 | 707,507 | 4,961,673 |
| 1871 | 813,502 | 400,021 | 2,081,792 |
| 1872 | 1,407,126 | 228,617 | 5,678,224 |
| 1873 | 749,827 | 162,935 | 3,116,035 |
| 1874 | 2,506,179 | | 5,751,155 |
| 1875 | 1,645,998 | | 2,813,102 |
| 1876 | 1,695,583 | | 3,401,230 |
| 1877 | 1,599,199 | | 4,693,910 |
| 1878 | 1,625,195 | | 6,554,890 |
| 1880 | 2,681,673 | | 5,885,643 |
| 1881 | 2,447,593 | | 5,319,824 |
| 1882 | 2,467,629 | | 6,345,573 |
| 1883 | 2,350,111 | | 5,844,341 |
| 1884 | 2,153,495 | | 7,342,887 |

資料 Commercial reports by Her Majesty's Consuls in Japan, Hiogo and Osaka, 各年度より作成。

さらに、一九世紀に入ると産地製茶家―大阪茶問屋―大阪仲買商―小売という流通経路は仲間外商人の増加によって混乱し、一八四二（天保一三）年の株仲間の停止に至り、品質が低下する一方で価格は高騰するという状況に陥った。つまり、従来の取引統治が機能していないなかで、製茶業は五八年に横浜・函館・長崎、六七年に神戸・大阪・新潟の開港を迎えたのであった。

ここで、神戸港開港後の製茶輸出を確認しておこう。表1から神戸港では茶が輸出総額の大部分を占めていたこと、一八七〇年頃から、おそらく横浜港向けの移出額を上回る輸出を開始したことが判明する。さて、一八七四（明治七）年に移出の数値が集計されなくなった背景を確認しておきたい。七五年の「英国領事報告」⁽¹³⁾は、神戸港から

アメリカ向けに輸出される茶の多くが日本人商人の手で横浜に送られ、それが日本の船によって輸送された事実を記している⁽¹⁴⁾。また、輸出の殆どは煎茶によって占められていたため、開港の影響を直接受けたのは煎茶を主に生産する地域であり、そのうち、神戸港は主に三重・京都・滋賀・奈良の諸府県で生産される煎茶を集荷していた⁽¹⁵⁾。

開港以後、大阪を中心とした茶取引も変化した。まず、大阪茶商の中から国内流通にまったく関与しない貿易専門の茶商が現れ、その大阪貿易問屋は信用できる産地問屋（山問屋）へ前貸しを行い、山問屋が製茶家から現金で購入し茶を集荷するようになった。また、山問屋が大阪貿易問屋への販売を地方仲買商に委託する場合もあった。大阪貿易問屋は諸国から集荷された茶を分別して神戸茶売込商へ輸送し、製茶売込商は合口を行ってから外国商館へ売込んだ⁽¹⁶⁾。ここで、「合口」あるいは「合」といわれる製茶輸出独特の取引慣習を確認しておこう。神戸港に先立って開港された横浜港では当初、駿河茶・遠江茶・相模茶・八王子茶等が取引されていたが、交通が不便なこともありそれぞれの荷数はあまり大きくなく、さらに、茶の産地が多岐にわたったため品質がまちまちで選別は容易ではなかった。それゆえ、在荷が多くなると売込商は互いに相談し、茶方が様々な品質の茶を調査する「合」を通じて作り出された「合茶」を販売する慣習が生まれ⁽¹⁷⁾た。この「合」という慣習が後に大きな問題となるのであった⁽¹⁸⁾。

以下で、神戸港における製茶取引を「英国領事報告」から具体的にみていこう。一八七〇（明治三）年には、茶は高品質であり適正価格

で取引され、ニューヨーク市場において高評価を得ている、と報告されている。⁽²¹⁾ 七一年には、神戸の近隣地方から出荷される茶が、アメリカ商館に高価格で取引される一方で、増大した製茶需要に対応するために、製茶売込商が古い茶を新茶に混ぜて販売していた。⁽²²⁾ そのような品質を偽る行為は市場の信用を失う要因となった。実際、七四年のニューヨーク市場で日本茶に対して低い評価がなされ、価格が低下した事実が確認できる。⁽²³⁾ それと同時に国内取引でも、地方仲買商が売込価格を詐り荷主を騙す取引がなされていた。⁽²⁴⁾ それゆえ、茶生産者は粗製濫造に陥らざるを得ず、六六年頃の輸出茶に比べ七四年当時の輸出茶の品質は明らかに劣っていたとされる。⁽²⁵⁾ 当時の輸出茶市場においては、流通段階において不正が行われた結果として低価格で取引され、茶生産者の品質向上などへの努力は市場価格に反映されず、茶生産者の努力水準が低下し、その結果日本茶の品質低下を招いたのであった。

製茶取引において不正が日常的に行われる、言い換えると、市場取引の不確実性が高いときにはどのような事態が想定されるであろうか。「粉引」、「入目」と呼ばれていた取引慣習からそれを検討していこう。まず、「粉引」と呼ばれる慣習は、製茶が粉末になり易いため、その粉茶を予め見込んで茶一〇〇斤につき一斤から五斤を差引くものである。「入目」とは、粉引の再割引に当るもので、茶一〇〇斤に付二斤から三斤をさらに割引くものであった。このような取引慣習は開港当初には必要なかったが、製茶家又は茶売込商のなかに着色、

粗悪茶・粉茶・砂石等を混入し量目を誤魔化すなどの行為を行なう者が現れ、それらに対処するために生じた慣習であった。⁽²⁶⁾ 上述したように、製茶取引においては不正が横行し、それに対する有効な対策も行なわれていなかったために、取引のなかに不正に対するコストを組み込む取引慣習が形成されたと推測される。⁽²⁷⁾ 一八八四(明治一七)年には一〇〇斤に付二〜三斤であった粉引は、八六年には、一〇〇斤に付二〜三斤へと激増していった。⁽²⁸⁾

外国商館もまた不正取引を行っていた。例えば、日本製茶が初期に市場で獲得した高い評価を外国商館が悪用し、一八七七(明治一〇)年に番茶などの低品質品を高品質の日本茶として輸出した結果、海外市場において日本茶は評価を落とし、アメリカでは粗悪茶と日本茶は同義語となってしまった。⁽²⁹⁾

史料一 清国製茶ヲ日本製ニ疑スルノ報告⁽³⁰⁾

清国ニ於テ生産ノ製茶ヲ本港ヘ輸送シ来リ、仮ニ税関迄陸揚シ、借倉庫内等ニテ其茶日本製ノ箱ニ詰替工真日本茶ノ如ク偽作シ欧米各国ヘ輸送致候事

前条陳ズル所ノ日本製ノ茶箱・張紙若クハ茶袋等ヲ、清国地方ヘ向ケ輸出スルモノアリ。其目的タルは亦清国茶ヲ詰メテ欧米ヘ輸送スルモノナル由探知致候事。

これは、一八八一(明治一四)年一〇月に横浜税関長が大蔵省関税

表2 輸出茶平均価格比較表
(単位 100斤当り円)

| 年 | 日本 | 中国 | 年 | 日本 | 中国 |
|------|------|------|------|------|------|
| 1868 | 35.4 | 39.7 | 1876 | 26.9 | 27.4 |
| 1869 | 24.4 | 36.4 | 1877 | 21.1 | 23.5 |
| 1870 | 36.6 | 35.9 | 1878 | 19.6 | 23.0 |
| 1871 | 33.2 | 32.1 | 1879 | 23.0 | 22.6 |
| 1872 | 28.6 | 35.5 | 1880 | 24.7 | 23.6 |
| 1873 | 34.9 | 31.8 | 1881 | 24.3 | 21.3 |
| 1874 | 37.9 | 32.5 | 1882 | 24.8 | 21.3 |
| 1875 | 32.2 | 26.9 | | | |

資料 『第二回製茶共進会報告』、36-37頁、第4表より作成。

注 『第二回製茶共進会報告』では、日本茶の数値は信頼できないとされているが、凡その価格推移は理解できると思われる。

局長宛てに提出した報告である。一八七〇年代後半以降、日本茶が中国茶に比べ相対的に高価格であった為に(表2)、このような不正が行われたと推測されるが、こうした不正取引が一八八〇年代に入ってもなお、抑止できなかった点は注目される。⁽³¹⁾

(2) 製茶売込商から見た取引の問題点

生系取引でみられた、外国商館の手によって内生的に形成された検査制度(拝見)、すなわち、商標による取引統治は製茶輸出市場では確立しなかった。その結果、海外市場、とりわけ最大の輸出市場であったアメリカ市場で不正日本茶が問題となり、一八八三(明治一六)年に「贗茶禁止条例」がアメリカで施行されるに至った。これを受けて日本製茶業はようやく不正茶の取締りを開始した。八四年には

「茶業組合準則」が制定され、翌八五年には「中央茶業組合本部」が設立された。本節では、八六年に行われた「製茶集談会」から、当時の製茶業者から見た製茶取引の問題点を考察していく。

まず、公的な規則である「茶業組合準則」が必要とされた理由は、以下のように説明されている。地方では改良組合などが設立され、不正茶の取締りがすでに始まっていたが、それらの規約は「相互ノ契約ヨリ成立チタルモノナレハ、兎角犯罪者アリテ永続セス」といった状態であった。従って、商人間で独自に結ばれた規約ではなく、政府の法令によって取引の執行が保証される必要があり、茶取引では不正を働くほうが、正直な取引行動より有利であったと指摘できよう。

では、このような不正取引を防ぐには、具体的にはどのような方策が求められるのであろうか。集談会で「港内ノ仲買商等力粗悪品ヲ混スルコトヲ禁セサレハ改良ハ到底行ハレス」と述べられたように、茶売込商による粗悪品混入が問題とされた。そのような取引が行われるとき、茶生産者の高品質茶生産への誘因が減ってしまう。とはいえ、「元来外国人ヨリ粗悪品ノ注文アル力故」と説明されたように、外国商館が粗悪品、あるいは低品質茶を求めていた事実も重要である。「外商等力粗製品ヲ望ム所以ハ、外国ニ之ヲ需要スル者アル力為ナリ」とあり、アメリカでは緑茶にミルクや砂糖を入れて飲まれていた点に要因が求められる。⁽³⁵⁾ 緑茶本来の飲用方法でないとき、例えば玉露などの国内市場で高品質とされる茶は望まれず、緑茶本来の味・香りなども求められない、と推測すると、日本茶に望まれたのは国内市場

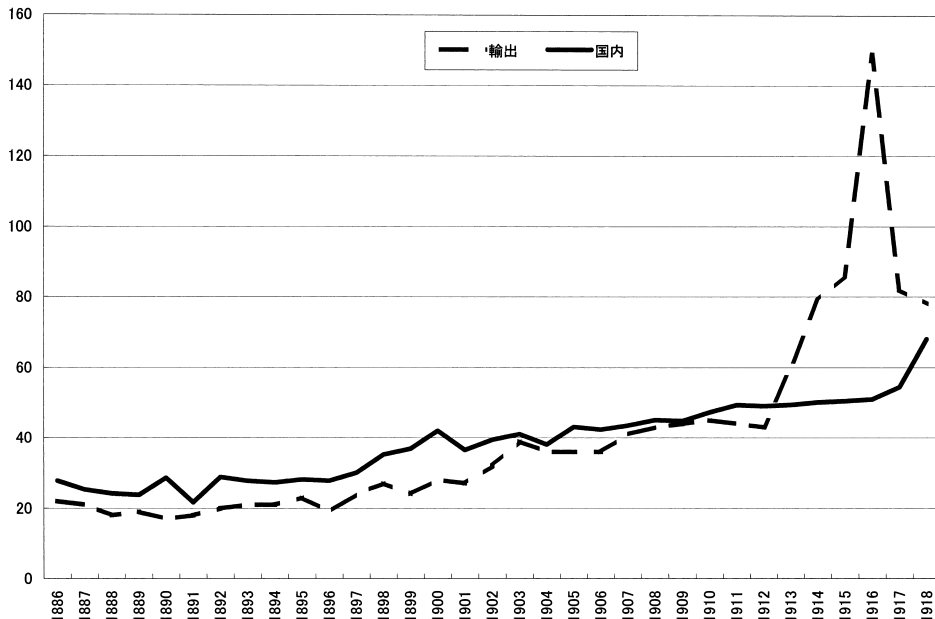
では低価格であり低品質とされる茶が求められたであろう。

「今政府ヨリ厳令ヲ発シテ不正品ヲ禁スルハ可ナレドモ、粗製品ヲ禁スルハ不可ナリ」という製茶家の発言に見られるように、不正取引に対しては罰則によって不正への誘因を減じることが可能である。しかし、乾燥不足、あるいは再生工程での不注意から生じる色の悪い茶などの「粗悪茶」の生産を減少させるには、品質に注意して生産すれば利益が上昇する、と製茶家が認識できる仕組み（制度）が必要であるが、すでに確認したようにアメリカ市場においては低価格な日本茶が求められていたために、その制度の形成は不可能であった。事実、**図2**から、一九一〇年頃まで輸出茶価格は国内市場価格よりも常に低位であったことが判明する。

さらに、前節でみた「合」という取引慣習が高品質茶生産への大きな障害となっていた。売込商が「純良ノ製茶ヲ買収セハ之ヲ悪製品ニ混和シ、其品位ヲ同一ニシテ或ハ姦計ヲ以テ各種ニ等級ヲ分チ」と証言しているように、開港場では品質が平準化されたうえで外国商館に販売されたために、「遂ニ其ノ原質ヲ失フニ至ル故ニ、生産者ニ於テハ如何ナル良製ヲ送ルモ却テ悪製ヲ助クルノ具トナレハ、不知不識生産者ニ於テモ自然勞力ヲ省カン」とあり製茶家に対する、より高品質な茶の生産への誘因は、「合」という慣習の存在のために、輸出製茶取引には存在しなかった事実が判明する。

しかし一方で、「合」にも合理性が存在した。すでに述べたように「合」は荷口を多くする目的で行われたが、宇治製の茶葉（煎茶）は

（単位 100斤当り円）



資料 東京市場価格は『大日本帝国統計年鑑』各年、輸出平均価格は『山城茶業史』11-12頁より作成。

図2 東京市場（山城中等）価格と輸出緑茶価格の推移

葉質が弱く再製（輸送中の腐敗等を防ぐ目的で焙じること）⁽³⁹⁾に耐えられないため、葉質の強い他の茶葉を混ぜる必要があった。⁽⁴⁰⁾その再製工程が外国商館によって行なわれていたために、最終的な品質が外国商館によって左右された。⁽⁴¹⁾この点に関して、外国商館は需要地の嗜好を熟知していたために、例えば、見えのよいものや味のよいものと茶葉を選別して取引する一方で、直輸出会社はただ何でもかまわず優良品さえ輸出すればよいと思っていた、との指摘がある。⁽⁴²⁾実際、商標を設定し直輸出を試みた「狭山会社」をはじめとした直輸出会社の多くは短命で終わってしまった。⁽⁴³⁾紡績業では、紡績連合会が「領事報告」によらず独自に海外市場の情報を収集していたのに比べ、茶業では中央茶業組合本部による情報収集が中止され、「領事報告」に頼らざるを得なかったことが両者の発展を左右したとされるように、⁽⁴⁴⁾海外市場の需要動向の正確な把握が問題であったといえる。⁽⁴⁵⁾代表的な改良座練結社であった碓氷社がアメリカ市場で望まれる生系の品質を正確に認識し、それに適応した生産組織を形成したことと比較すれば、⁽⁴⁶⁾製茶業は製糸業とは対照的であった。

海外市場の需要動向を正確に把握し、それに適応的な取引方法、あるいは検査制度の形成が可能であったのならば、製茶業にも発展の可能性が残されていたともいえよう。実際、一八八〇（明治一三）年の「英国領事報告」は次のように述べている。「この地方（おそらく関西地方・著者注）は、日本で最もよい茶葉を生産するが、依然として、日本の茶商人が注意して分別すること、より整然ときつく茶葉を

巻くこと、できるだけ不純物を除いて荷造りすること、に対してほとんど注意を払わない点を残念に思う」とし、それらの点が改善されるならば需要増が見込めると報告している。⁽⁴⁷⁾

ここで、輸出向け製茶業が発展しなかった要因はなにか、という疑問に直接答えられる材料はないが、アメリカ市場で求められる品質水準が生糸と茶では大きく異なっていた事実は重要であろう。製糸業の例では、アメリカ市場において不齊一な生糸が望まれず、それゆえに日本産生糸の斉一性が問題となったとき、横浜の外国商館が積極的にその問題の解決を図った。⁽⁴⁸⁾言い換えれば、日本の製糸業が斉一な生糸を輸出しさえすれば、相応の利益が保証されていたのであった。それを誘因として製糸家、生糸売込商を含めた日本の製糸業は海外市場の動向を正確に把握する一方、「商標」の確立に努力したのであった。一方、アメリカ市場で低価格の茶が需要された製茶業では別の問題が生じ、それに対応した制度が形成されたのである。次節でこの点をさらに検討しよう。

三 政府・組合による取引制度の整備―「証票」による取引―

(1) アメリカの「價茶禁止条例」の背景

着色料（アンチモニー等）による人身への悪影響を主な理由として、一八八三（明治一六）年にアメリカで「價茶禁止条例」が施行さ

れた。一八六〇年代のアメリカ緑茶市場では、中国茶がその多数を占めていた。日本茶が着色を行うようになったのは、着色中国茶の模倣が契機であったとされる。⁽⁴⁹⁾ おそらく、アメリカ市場に緑茶が進出してきた当初のアメリカ商人は、緑茶本来の品質を理解しておらず、見た目での品質を判断したのであろう。それゆえに、着色茶がアメリカ市場へ盛んに輸出されたのである。しかし、その着色が人体に影響を及ぼす事態に至り、アメリカ政府は条例を施行した。日本製茶業の問題への対応を以下で検討していこう。

集談会での「再製茶トナリ固有ノ質ヲ変スレハナリ、故ニ日本ノ純粹茶ヲ直ニ米國ヘ輸出スヘキタケニ改良スルノ目的ヲ確定セサルヘカラス」との意見から、アメリカ市場に適した茶への改良が重要であり、なかでも、再製後の茶への着色が問題であったと推測される。⁽⁵⁰⁾ 問題は日本茶がとりわけ粗悪であったのではなく、外国商人が色の悪い（黒い）低品質品に着色し、高品質品と偽りアメリカに輸出していた点にあった。実際、当時の代表的な外国商人であるジャーディン・マセソンはアメリカで摘発されている。⁽⁵¹⁾ ここで、アメリカ市場で望まれていた茶の品質を確認しておこう。まず、形状と色がきれいなもの（サンフランシスコ）、形状を問わず、水色・香味が鮮やかなもの（ニューヨーク）、価格が安いもの（トロント）などであった。⁽⁵²⁾ これらから推測されるように、北米市場では見た目がとくに重視されていたことが理解できる。従って、外国商人が着色する誘因が存在したのである。

しかし、この条例だけではアメリカ市場への不正茶の流入は阻止できず、一八九七（明治三〇）年に「粗悪不正茶輸入禁止条例」が施行された。以下、その条文を見ていこう。⁽⁵³⁾ 第一条では「一個人又八数人若シクハ一会社ハ、本条例第三条ニ規定シタル標準見本ニ照シ其性質粗悪ニシテ飲用ニ不適當ナル製茶ヲ合衆國ヘ輸入シ若クハ持込ムコトヲ得ス、且ツ右商品ノ輸入ハ總テ之ヲ禁止ス」と定められた。製茶業に精通した委員7名が財務省によって任命され、彼らが選別した各国各種の「純良品質適飲ノ諸点ニ於テ適當ナル」茶が、標準見本とされた（第三条）。さらに第四条で、「輸入シタル製茶ヲ税関ニ登記シタルトキハ、輸入茶商又ハ被托者ハ相當ノ保証金ヲ納メテ製茶ノ検査ヲ受け」とあるように保証金の納付が定められた。おそらく、業者を資金力である程度制限することを通じた、不正業者の排除が保証金の目的であったのだろう。⁽⁵⁴⁾ 一方、輸入業者が検査官の検査結果を承服できないときには、財務省が指名した三名の鑑定官の再検査を受けることが認められていた（第六条）。一年には、この条例の補則が施行され検査方法等が詳細に定められると同時に、⁽⁵⁵⁾ 拒絶した茶の検査結果の詳細、すなわち、その原因が品質なのかあるいは他の物質の混入にあるのか、といった情報を輸入商に通告することが検査官に義務付けられた点が注目される。⁽⁵⁶⁾ そのような情報を輸入商が得ることで、彼らの茶選別能力の向上に寄与したと推測されるが、検査結果に対する茶輸入業者の不満が多かったことも影響していたと思われる。⁽⁵⁷⁾

外国商人が不正を行っていた事実は、アメリカ緑茶市場の取引関係

のなかで不正茶を抑止する制度が形成されなかったことを示している。それゆえにアメリカ政府が輸入禁止条例を施行しそれを防ごうとしたのであった。さらに、一八九七（明治三〇）年の条例で求められた品質要求が、人体に無害である、という点に注目すべきであろう。アメリカ市場では緑茶本来の品質が問われなかった事実は既に確認したが、そのような市場では、直輸出会社の失敗から推測されるように、品質に注意して生産する誘因も生じず、「商標」を設定し品質プレミアムを得ようとする誘因も小さかったであろう。従って、製茶業で見られたような商標による取引統治の制度が内生的に形成されることはなく、政府による法制度の整備や組合などによる第三者検査機関といった、外生的な制度が求められたのであろう。⁽⁵⁸⁾

(2) 日本における検査制度の形成

一八八七（明治三十）年に「茶業組合規則」が定められた。そこでは、すべての産地問屋は各地の組合への加入と、各地の組合でその組合名と姓名を記した「証標」の茶箱等への貼付が義務付けられた。さらに、各輸出港に設置された検査所で検査のうえ合格した茶のみが外国商館へ販売されるようになり、擬似茶や砂・石等の混入による重量増、あるいは着色等の不正茶などがその検査の対象とされた。⁽⁵⁹⁾ つまり、製茶業の「生糸改会社」や「連合生糸荷預所」のような、品質毎の検査と格付けが意図されたわけではなかった。⁽⁶⁰⁾ さらに、そのような検査機関であった「生糸改会社」等が、外国商人の強硬な反発を招い

た一方で、⁽⁶¹⁾ 製茶業の検査所に対しては、そうではなかった点が注目されよう。

次に一九〇六（明治三九）年に論議された「製茶検査規則」を見てみよう。⁽⁶²⁾ その規則の第三条で「検査済ノ製茶ニハ証標ヲ附シ其品質ヲ保証スルモノトス」と定められたように、輸出の際に内外商の輸出品をすべて検査し、海外市場に対して日本産茶の品質を証明することが規則の目的であった。第2節第2項で、再製後の着色が主な問題であった点を確認したが、従来の規定では、三港（横浜・神戸・長崎）に持ち込まれる原茶葉の検査にとどまっていたのに対して、この規則では外国商人も規制の対象とすることで再製後の検査を可能とした。

さて、茶業組合等の「証票」がアメリカ市場等での程度、信用されていたのであろうか。この疑問に直接答える材料を持たないが、一九〇八（明治四一）年に設立された「静岡県再製茶業組合」に、外国商人のP・D・アトマシンとP・A商會が加入していた事実は、⁽⁶³⁾ 「証票」が海外市場においてそれなりの意味を持っていたことを示すものであろう。

四 国内市場への回帰と京都府製茶業の分析―「商標」による取引―

(1) 京都府と静岡県製茶業の数量的把握

本項ではまず、茶生産の中心であった京都府と静岡県の製茶業の発

表3 京都府と静岡県の茶生産の推移

(単位 貫)

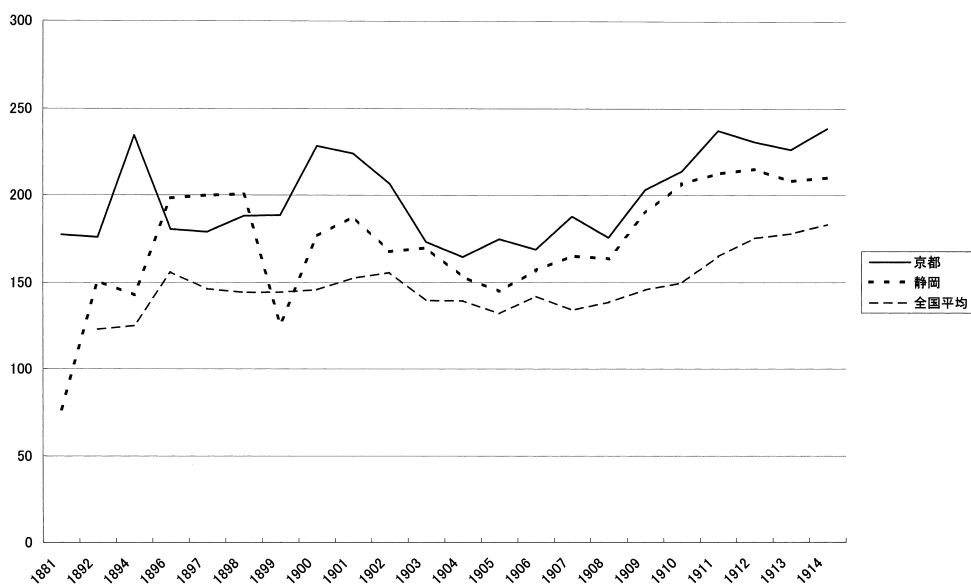
| 年 | 京 都 | | | | | 静 岡 | | | | |
|------|--------|---------|---------|------------|---------|-------|-----------|---------|------------|-----------|
| | 玉 露 | 煎 茶 | 番 茶 | 日乾釜 蒸黒口 | 合 計 | 玉 露 | 煎 茶 | 番 茶 | 日乾釜 蒸黒口 | 合 計 |
| 1881 | | | | | 467,542 | | | | | 695,802 |
| 1883 | 21,924 | 304,884 | 133,070 | 395 | 463,720 | 399 | 643,683 | 613,893 | 29,770 | 722,787 |
| 1884 | 27,628 | 315,985 | 123,705 | 320 | 470,748 | 399 | 643,683 | 613,893 | 29,770 | 722,787 |
| 1885 | 24,244 | 232,181 | 153,796 | 78 | 412,997 | 105 | 593,165 | 74,640 | 31,189 | 699,642 |
| 1886 | 22,152 | 323,537 | 196,930 | | 546,395 | 824 | 687,464 | 67,982 | 46,346 | 802,907 |
| 1887 | 21,963 | 247,360 | 162,398 | 833 | 436,120 | 1,331 | 819,528 | 83,317 | 39,818 | 944,921 |
| 1888 | 23,373 | 342,031 | 141,059 | 1,157 | 513,240 | 478 | 1,141,999 | 68,473 | 100,759 | 1,312,202 |
| 1889 | 23,579 | 332,987 | 121,673 | 1,170 | 486,538 | 534 | 1,196,730 | 75,539 | 77,860 | 1,352,905 |
| 1890 | 36,077 | 292,607 | 132,943 | 953 | 468,195 | 490 | 1,280,406 | 61,386 | 97,762 | 1,442,956 |
| 1891 | 30,289 | 240,588 | 113,801 | 1,959 | 391,762 | 410 | 1,313,677 | 77,126 | 178,495 | 1,573,377 |
| 1892 | 35,905 | 347,217 | 148,912 | 1,235 | 539,325 | 266 | 1,663,656 | 67,662 | - | 1,704,889 |
| 1894 | 65,497 | 416,190 | 251,455 | | 750,259 | 267 | 1,834,332 | 68,780 | | 1,905,839 |
| 1895 | 66,748 | 427,438 | 256,399 | | 767,761 | 293 | 2,555,655 | 75,658 | | 2,631,871 |
| 1896 | 40,679 | 330,552 | 217,670 | | 595,265 | 322 | 2,811,221 | 83,223 | | 2,895,060 |
| 1897 | 38,707 | 325,232 | 204,600 | | 574,732 | 354 | 2,843,631 | 84,055 | | 2,928,290 |
| 1898 | 38,475 | 324,175 | 201,260 | | 569,915 | 408 | 2,872,167 | 92,515 | | 2,965,340 |
| 1899 | 38,475 | 324,550 | 200,665 | | 569,775 | 4,783 | 1,934,558 | 77,384 | | 2,017,281 |
| 1900 | 40,700 | 314,475 | 184,200 | | 545,020 | 142 | 1,873,552 | 444,443 | | 1,920,581 |
| 1901 | 39,840 | 304,650 | 175,340 | | 525,160 | 166 | 1,955,969 | 48,230 | | 2,006,368 |
| 1902 | 29,880 | 258,142 | 180,517 | | 473,682 | 615 | 1,863,600 | 53,129 | | 1,920,769 |
| 1903 | 42,728 | 273,716 | 82,592 | | 405,287 | 1,598 | 1,847,428 | 64,425 | | 1,913,451 |
| 1904 | 47,595 | 282,318 | 83,795 | | 426,913 | 167 | 1,950,099 | 55,781 | | 2,006,741 |
| 1905 | 51,837 | 209,654 | 125,548 | | 387,690 | 1,202 | 1,805,354 | 53,035 | | 1,863,582 |
| 1906 | 51,739 | 214,695 | 134,198 | | 417,554 | 743 | 1,919,644 | 96,172 | | 2,016,594 |
| 1907 | 53,650 | 213,013 | 144,411 | | 421,452 | 843 | 2,157,765 | 57,920 | | 2,219,528 |
| 1908 | 50,413 | 189,204 | 144,703 | | 393,152 | 112 | 2,154,305 | 66,537 | | 2,222,054 |
| 1909 | 60,146 | 226,077 | 148,124 | | 445,143 | 115 | 2,425,944 | 69,247 | | 2,495,306 |
| 1910 | 59,174 | 246,774 | 146,087 | | 463,154 | 122 | 2,629,723 | 71,136 | | 2,700,981 |
| 1911 | 62,284 | 264,488 | 171,324 | | 511,660 | 130 | 2,620,581 | 55,545 | | 2,676,279 |
| 1912 | 60,146 | 261,790 | 173,744 | | 528,091 | 104 | 2,656,255 | 58,091 | | 2,756,426 |
| 1913 | 64,015 | 244,604 | 169,100 | | 501,983 | 119 | 2,612,080 | 55,306 | | 2,706,711 |
| 1914 | 63,541 | 251,827 | 154,436 | | 493,875 | 621 | 2,675,690 | 53,029 | | 2,770,520 |

資料 『日本統計年鑑』、各年より作成。

展の差異を、数量データから確認していこう。表3は、品種別のデータが採取できる一九一四（大正三）年までの両府県の生産数を表したものである。この表から、静岡県が輸出向けの煎茶に特化した発展を示す一方で、京都では一八九五（明治二八）年をピークとして煎茶の生産が縮小し、代わって玉露の生産拡大が判明する。次に、耕作地一町あたりの茶葉生産量の推移を表した図3によれば、両府県とも全国平均を上回っているものの、京都府は静岡県を上回っていた。

京都府と比較したとき静岡県における製茶業は、耕作地あたりの生産性の上昇なき発展を辿ったといえるであろう。輸出用煎茶の生産に特化した静岡県は生産性の上昇よりも、茶栽培地の増加による生産量の増大という発展経路を選択した。また、静岡県や埼玉県が茶の栽培・製茶工程に機械を積極的に導入したのは周知であるが、初期の機械製茶は品質とコストの両面で手揉み茶に匹敵するものではなく、それが実用化されはじめたのは一九一〇年代後半以降であった。ここで、開港以前から製茶生産の中心であった京都府が新興茶産地である静岡県よりも、たとえば玉露などの高級茶の生産に適していた、といった両府県の差異は、いわゆる比較優位に求められるべきではない。本稿で注目するのは京都府が一八九五年以降に煎茶生産を縮小させていた点である。京都府の製茶業は一八九〇年代半ばには、主な市場を海外から国内市場へと転換し、静岡県とは別の発展経路を選択したのである。ここで、時期はことなるが一九一九年の茶の鉄道輸送状況を示す表4によれば、京都府から東京に輸送された茶は七二二ト

（単位 貫／町）



資料 「大日本帝国統計年鑑」各年、より作成。

図3 各府県の1町当りの生産性推移

表4 1919年の茶の鉄道輸送状況

(単位 トン)

| 発府県 | 着府県 | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|
| | 北海道 | 宮城 | 福島 | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 東京都 | 横浜市 | 長野県 |
| 茨城 | 4 | 18 | 287 | 76 | 220 | 112 | 30 | 30 | 5 | 20 |
| 埼玉 | 22 | 33 | 17 | 32 | 54 | 322 | 152 | 76 | 48 | 194 |
| 静岡 | 276 | 287 | 340 | 396 | 226 | 289 | 165 | 3,681 | 2,080 | 667 |
| 三重 | 1 | 4 | | 21 | 7 | 1 | | 47 | | 118 |
| 京都その他 | 163 | 1 | 1 | 2 | 3 | 3 | | 712 | 8 | 11 |

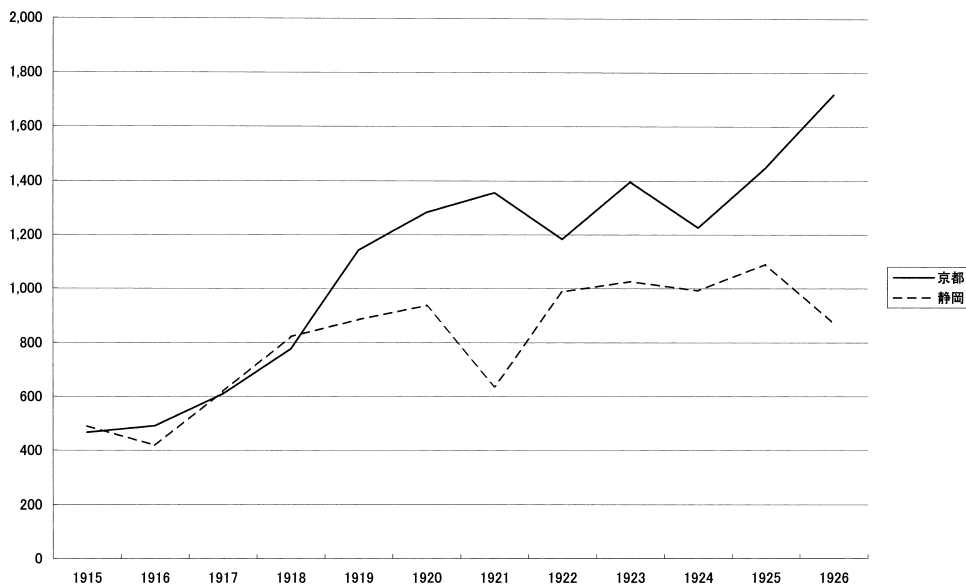
| 発府県 | 着府県 | | | | | | | | 合計 |
|-------|--------|------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|--------|
| | 静岡 | 名古屋市 | 神戸市 | 大阪市 | 京都市 | 京都その他 | 三重 | 福岡 | |
| 茨城 | 124 | | | | | | | | 1,072 |
| 埼玉 | 37 | 1 | | | | | | | 1,189 |
| 静岡 | 20,841 | 55 | 265 | 437 | 281 | 509 | 33 | 81 | 33,983 |
| 三重 | 1,029 | 61 | 41 | 125 | 111 | 770 | 354 | | 3,035 |
| 京都その他 | 30 | 237 | 123 | 706 | 333 | 1,001 | 16 | 222 | 4,382 |

資料 「大正八年度 鉄道局年報」商品流通史研究会編『近代日本商品流通史資料 第11巻』、日本経済評論社、1979年、より作成。

ン、大阪へのそれは七〇六トン、輸出港がある神戸へは一二三トン、静岡へは三〇〇トンであった。一方、静岡県から東京へは三六一八トン、静岡へは二〇八四トン輸送されていた。同様に茶産地であった三重県を見ると、大阪へは一二五トン、静岡へは一〇二九トン輸送された。図1で一九一〇年頃から国内市場への回帰が始まったと指摘したが、一九年時点で依然として輸出中心であった静岡・三重両県とは対照的に、京都府は国内市場への回帰をすでに完了していた事実が確認できる。

以上のように京都府と静岡県製茶業とでは発展の経路がことなっていた。京都府と静岡県の耕作地一町あたりの生産額の推移を表した図4によれば、一九二〇年代以降に両府県の格差の拡大は顕著となった。表4とあわせて考察すると、国内市場への回帰によって、京都府製茶業は高収益なそれへと転換したといえよう。この高収益性の要因が玉露などの、より高品質な茶の生産の拡大にあることは容易に想像できるが、なぜ京都府の製茶業者はそのような転換をしたのであろうか。第2節第2項で、より高品質な茶の生産を促すためには製茶家に利益を保証する必要があると指摘した。より高品質な茶の生産を行うことによってさらなる利益が得られるとの確信があつてはじめて、製茶家は、より高品質な茶の生産を試みるであろう。製茶家に利益を保障する仕組み(制度)は何か。ここで、国内製茶市場における商標の設定状況を示す表5から、生糸や綿業に比べて茶類の商標登録が遅れていたが、国内市場への回帰が認められる一九一〇年以後(図1)に

(単位 円/町)



資料 「大日本帝国統計年鑑」各年、より作成。

図4 京都府と静岡県の1町当りの生産額

茶類の商標登録数が増加した事実が確認できる。その事実はさきの武田の指摘の正しさを示唆している。次節以降でそれを詳細に検討しよう。

(2) 山城製茶株式会社について——商標による取引の開始——

本節では、輸出市場における粗製濫造の教訓を生かし、国内市場で商標（印物）の確立を意図した山城製茶株式会社（以下、山城製茶と略す）の事例を中心に検討する。⁽⁶⁾

山城製茶は、日本製茶業が国内市場への回帰を本格化させたと思われる一九二一（大正一〇）年に（図1）、七条七之助が個人で経営していた製茶販売会社を引き継ぐ形で設立された。⁽⁷⁾その後、商標を設定し販売を拡大したが、商標を認知させるための広告費が負担となり、その経営は必ずしも順調ではなかったとされている。

一九二二年に「宇治かほる」という商標名で焙茶の販売を開始したが、山城製茶の商標設定の目的は、「従来全国二八多数ノ茶問屋並ニ卸屋ガアリマスガ、夫レ等ノ営業振り八丁度仲買式デアリマシテ其時期ニ於テ相場ニ依テ販売スルノデアリマスカラ、一定ノ利益ヲ収メル事ガ至難⁽⁷⁾」であるため、消費者に直接販売し利益の確保と経営安定化を図ることであった。さらに、「吾社ノ販売方針ハ『宇治かほる』（焙茶・著者注、以下同じ）『長壽楽』（煎茶）ヲ初メ所謂『印物』ヲ全国的ニ売り広メ、消費家ニ『安心シテ買ヘル茶』ヲ提供スルニ在リマシテ、即チ吾々ガ密力ニ茶業界ノ先覚者ヲ以テ自認スル点デアリ、同時

表5 各製品の商標登録推移

(単位 件)

| 年 | 生糸(類) | | | 綿 糸 | | | 木綿織物 | | | 茶及珈琲類 | | |
|------|-------|-----|----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-------|-----|-----|
| | 内国人 | 外国人 | 合計 | 内国人 | 外国人 | 合計 | 内国人 | 外国人 | 合計 | 内国人 | 外国人 | 合計 |
| 1886 | | | 40 | | | 4 | | | 12 | | | |
| 1887 | | | 14 | | | 2 | | | 7 | | | 13 |
| 1888 | | | 22 | | | 2 | | | 9 | | | 2 |
| 1889 | | | 20 | | | 12 | | | 7 | | | 1 |
| 1890 | | | 7 | | | 1 | | | 7 | | | 3 |
| 1891 | | | 4 | | | 11 | | | 11 | | | 2 |
| 1892 | | | 4 | | | 4 | | | 8 | | | 3 |
| 1893 | | | 9 | | | 5 | | | 25 | | | 2 |
| 1894 | | | 16 | | | 17 | | | 44 | | | 1 |
| 1895 | | | 18 | | | 33 | | | 30 | | | 1 |
| 1896 | | | 11 | | | 6 | | | 39 | | | 2 |
| 1897 | | | 16 | | | 172 | | | 389 | | | 6 |
| 1898 | | | 7 | | | 76 | | | 109 | | | 10 |
| 1899 | 5 | 2 | 7 | 7 | 8 | 15 | 82 | 8 | 90 | | 4 | 4 |
| 1900 | 10 | | 10 | 8 | 5 | 13 | 136 | 21 | 157 | 10 | | 10 |
| 1901 | 6 | | 6 | 13 | 2 | 15 | 96 | 6 | 102 | 5 | | 5 |
| 1902 | 12 | | 12 | 12 | | 12 | 202 | 2 | 204 | 8 | | 8 |
| 1903 | 6 | | 6 | 26 | 1 | 27 | 135 | 3 | 138 | 7 | 1 | 8 |
| 1904 | 31 | 5 | 36 | 32 | 2 | 34 | 118 | 4 | 122 | 9 | | 9 |
| 1905 | 17 | 6 | 23 | 25 | 7 | 32 | 179 | 14 | 193 | 3 | 4 | 7 |
| 1906 | 6 | 10 | 16 | 20 | 10 | 30 | 225 | 28 | 253 | 19 | | 19 |
| 1907 | 8 | | 8 | 29 | 2 | 31 | 247 | 26 | 273 | 15 | 10 | 25 |
| 1908 | 9 | 2 | 11 | 37 | 3 | 40 | 150 | 35 | 185 | 19 | 6 | 25 |
| 1909 | 11 | | 11 | 47 | 3 | 50 | 258 | 31 | 289 | 62 | | 62 |
| 1910 | 7 | | 7 | 28 | 3 | 31 | 217 | 4 | 221 | 13 | | 13 |
| 1911 | 13 | 1 | 14 | 46 | 1 | 47 | 216 | 38 | 252 | 13 | 6 | 1 |
| 1912 | 19 | 2 | 21 | 89 | 2 | 91 | 311 | 15 | 326 | 113 | 5 | 118 |
| 1913 | 19 | 3 | 22 | 65 | 5 | 70 | 303 | 26 | 329 | 63 | 3 | 66 |
| 1914 | 7 | 2 | 9 | 104 | 4 | 108 | 343 | 5 | 348 | 37 | 2 | 39 |

資料 『日本統計年鑑』、各年より作成。

二確力二時代ノ要求ナリト信ジ⁽⁷²⁾と述べ、商標の設定は消費者に対する品質保証が目的であり、市場の要求でもあった。輸出する際に問題とされたのが、たとえ、より高品質な茶を生産しても、開港場での「合」によりその対価を製茶家が充分に享受できなかった点であったが、商標を設定することで、より高品質な茶を生産しつづけ消費者の信頼を獲得できれば製茶家は充分な利益を享受可能となったのである。

さて、その販売網を見てみると、一九二一（大正一〇）年に委託販売の特約店が三〇〇を数え、独自の販売網を形成した。しかし、二四年に森永製菓株式会社（以下、森永と略す）と契約を結びその販売網に「宇治かほる」をのせることになった。「ミルクキャラメル」の大量生産の開始とともに一四年以降に、全国的な専属特約店網を形成した森永との提携は、山城製茶にとっても有益であったと想像するに難くないが、森永の資料によれば、二五年に「森永宇治かほる」の販売を開始したとある⁽⁷³⁾。さらに、森永との契約条項の第六条には、「乙（当社）は本契約ニ依り従来ノ顧客関係全部ヲ甲（森永製菓会社）ニ譲渡シタル為メ⁽⁷⁴⁾とある。森永との契約の詳細が不明なためにこれ以上の検討は困難であるが、山城製茶はそれまでの販路をすべて森永に譲渡し、森永が販売する茶は森永の名称のもとで販売されたようである。一方で、焙茶である「宇治かほる」の上級品にあたる煎茶の「長壽楽」の販売時には、山城製茶は東京に支店を設け、『長壽楽』は山城特産煎茶の優良品で其消費地である東京市及び其の附近東部一帯に

販売したのでありますから、其の土地に適したるもので早々非常なる歓迎を受けまして僅かの期間に拾幾萬圓の販売額を得ました⁽⁷⁵⁾とあるように、森永の販路とは別に新商品の独自の販売網を構築・維持していたのであった。

以上みてきたように、山城製茶は商標を設定し独自の販売網を確立し、昭和恐慌時には、「当社八年ヲ逐テ顧客ノ信用ヲ得ツツアル包装品煎茶『長壽楽』焙茶『宇治かほる』ヲ以テ善処スル所アリシカバ、他ノ同業者ニ比シ痛手僅少ナリシモ⁽⁷⁶⁾」とされるように商標の設定は一定の成果を挙げたとはいえ、森永との提携により商標ごとに異なる販売網を持つことになってしまった。山城製茶は東京支店の機能を、「最も時代に適應せる生産地より消費者へ接近せる販売方法⁽⁷⁷⁾」と評価していたが、同じ京都の製茶会社であった「福寿園」が小売通信販売という販売方法をとったことと比較すると、市場における商標の評価、さらに市場がどのような茶を望んでいるか、といった情報の入手は困難であったと推測される。したがって、森永と山城製茶との提携をポジティブに評価することは早計であろうし、経営悪化の要因とされる営業費の増大は、商標に関わる経営戦略の失敗にもとめられよう。

一九三二（昭和七）年の「決算報告書」に、「江州製茶株式会社他 吉百参拾八名ガ京都地方裁判所ニ申請ノ検査役選任ニ対シ、同裁判所 八昭和六年六月二十四日為シタル検査役選任申請ヲ決定セリ、因ツテ 当会社八大阪控訴院ヘ抗告ヲナシ、昭和七年三月拾八日勝訴ノ判決ア

表6 山城製茶株式会社の株主構成

(単位 人)

| 住 所 | 株 数 | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| | 1929年 | | | | | | 1939年 | | | | | |
| | 100以上 | 50~99 | 20~49 | 10~19 | 5~9 | 4以下 | 100以上 | 50~99 | 20~49 | 10~19 | 5~9 | 4以下 |
| 京 都 府 | 10 | | | | | | 2 | 1 | 1 | 2 | 8 | 42 |
| 東 京 都 | 3 | | 1 | | | | 3 | | 1 | | 1 | 2 |
| 奈 良 県 | 2 | 2 | | 6 | 9 | 88 | 1 | 1 | | | 1 | 3 |
| 滋 賀 県 | 1 | | 2 | 4 | 3 | 30 | | | | | | |
| 神奈川県 | 1 | | | | | | | | | | | |
| 大 阪 府 | 1 | | 1 | 1 | 2 | 1 | | 1 | | | | |
| 三 重 県 | | | 2 | | 1 | | | | | 2 | | 1 |
| 北 海 道 | | | 1 | | | | | | | 1 | | |
| 兵 庫 県 | | | | 1 | | 1 | | | | | | |
| 愛 知 県 | | | | 1 | | | | | | | | |
| 静 岡 県 | | | | | | 1 | | | | | | |

資料 山城製茶『株主名簿』、1929年、1939年、より作成。

「リ」との記載がある。⁽⁸⁴⁾ これ以上の詳細は不明であるが、山城製茶に茶葉を納入していた茶栽培業者と山城製茶との間で、茶の検査官に対する問題が生じたと思われる。その前後の株主構成の変化を表6からみてみると、茶葉の仕入れ先であつた滋賀・奈良県の少数株主が消え、あらたに京都府の少数株主の登場が判明する。おそらく、茶栽培家と山城製茶とのあいだで、納入した茶葉の品質検査の検査結果に対する紛議が生じ、これを機に京都府産の茶葉の仕入れを増加させたのであろう。

商標の設定が効果的に機能するためには、商標を貼付した製品が市場でどのような評価を受け、さらに市場が望む品質項目（例えば、香氣・色など）を正確に把握して、いかなる項目に注意を払うと市場で評価されるか、という情報を生産者が認識しそれに向けて努力するための生産組織の形成が必要である。⁽⁸⁵⁾ とりわけ、緑茶本来の飲用方法がなされていなかった輸出市場とことなり、緑茶の本来的な品質が重視される国内市場では、茶の品質検査は茶葉の色などの視覚的な検査ではなく、より検査官の主観的な判断能力に依存した官能検査法にならざるを得ない。⁽⁸⁶⁾ 山城製茶のような、製茶家から生茶葉を集荷し再製工程で茶葉を選別し、それに従い商標を設定するという経営形態では特にその検査・選別の正否は重要な意味を持つ。⁽⁸⁷⁾ なぜならば、その検査が不適切な場合には、山城製茶へ高品質の茶葉を納入するものはいなくなるであろう。さらに、市場における商標の信認を長期に渡って維持するためには、市場の嗜好を理解しそれに適した生茶葉を選別、製

茶し続ける必要がある。したがって、市場が望む生茶葉を生産する茶生産者の選別は、山城製茶にとって重要な意味を持っていたのである。

一九三二（昭和七）年に検査基準を高めた結果、滋賀・奈良両県の生産者から反発を受けた、と山城製茶の事例を理解するならば、山城製茶が生産する茶の品質はそれ以前よりも向上し、商標も有効に機能したといえよう。とはいえ、三二年前はそうではなかったとも理解できる。というのも、経営不振の責任をとる形で二八年に七条七之助に代わって森永の第二代社長となる松崎半三郎が社長となったが、その理由として、七条では情誼にとらわれ改革が遂行できないと指摘しているからである。⁽⁸⁸⁾ 京都府上狛村の代表的な製茶家であった七条が、他の茶生産者を厳しく選別することに抵抗をもっていたとしても不思議ではないが、奈良・滋賀の茶生産者を高品質茶の生産へと適切に導くことに失敗した可能性も指摘できよう。⁽⁸⁹⁾

(3) 近世来の製茶業について

日本の製茶業全体を見れば開港を契機として発展したが、その一方で江戸時代以来の大茶商の中には、輸出取引は騙しあいであり危険である、との理由で国内市場に留まったものもいた。⁽⁹⁰⁾ そのなかで、名古屋の茶商であった升半（升屋半三郎商店）を例として、近世来の製茶業が国内市場でどのような発展を遂げていったのかを簡単に確認しよう。

升屋（松柏園）は江戸時代には名古屋の茶商の元締めとして、宇治から茶を一括して仕入れそれを名古屋の茶商に卸していた。⁽⁹¹⁾（慶応二）年には宇治茶師の株を買い、宇治郡木幡に製茶所を設け茶葉の直接仕入れを開始するとともに、自ら茶園も経営した。⁽⁹²⁾ また、東京では抹茶ではなく煎茶が好まれる、という名古屋との嗜好の違いを受けて、七五年には碧海郡に三河製茶所を開設し、宇治製の抹茶だけではなく煎茶も取り扱い経営規模を拡大させていった。⁽⁹³⁾ さらに、より高品質な茶を集荷・生産することを目的として、八三年には茶園の一部をつぶして木幡の製茶所（横井製茶所）を拡充した。⁽⁹⁴⁾ 販売方法は、店頭販売とともに通信販売を行う一方、日本人の海外移住の増加にもない台湾・「満州」などにも販売していた。⁽⁹⁵⁾

茶商から出発し茶栽培・製茶工程まで進出したが、その目的は高品質な茶を販売し続けることによって、消費者の信頼を得ることにあつた。そのさいに最も重要となるのが茶葉の仕入れである。

升半において茶葉の仕入れを行ったのが宇治に設立した横井製茶所であり、二代目横井常吉の次男横井半七が実際の経営を取り仕切つた。⁽⁹⁶⁾ 半七は、「茶の神様」と宇治の製茶家から呼ばれるほど茶葉の選別眼に優れていたとされ、仕入れ時に厳しい検査を行ったが、製茶家が半七の選別眼を信用していたために、宇治の茶栽培者にとって半七の仕入れ検査に合格することが目標となった。それは、自らが生産した茶が高品質であるという証しでもあり、宇治郡という茶栽培の先進地帯（地域社会）に属するものにとって、半七に認められることが名

誉となったのである。一方、半七も高品質な茶に対しては高値で買い取ったために、茶栽培者は「横井さんのためなら、どんなええ茶でもつくる」という心境になったとされる^(註)。また、製茶所内で原茶葉を揉む作業を行う従業員に対しては、彼らが生産した茶の検査結果に応じ、一等、二等と評価をつけ、さらに、優秀な茶揉みをおこなった者には煙草などを与える褒賞制をとり給与にも反映させるなどし、高品質な茶の生産に努力した。

以上、升半について簡単に見てきたが、その軌跡をまとめると次のようになる。近世来の茶商として活動していた升半には、緑茶本来の品質が要求される国内市場にとどまったために、より高品質な茶を生産する誘因が存在した。より高品質な茶の生産を目的として、升半は生産地に製茶所を設けそこで茶葉の選別に多大な努力を払い、自店での店頭販売と通信販売のみを行い、消費者に対して「升半」の名で品質を保証したことで、升半は消費者のさらなる信頼の獲得に成功した。一方、升半に茶葉を収める茶栽培家は、高品質な茶を生産したときに升半から正当な対価が得られる、という確信のもとに努力し、その結果、升半が取り扱う茶は、より高品質となり市場の信頼を獲得したと思われる。「升半」の名で自らが販売するとき、升半が消費者の信頼を損なう行動を選択する誘因が存在しないことは言つてもないであろう。

五 おわりに

輸出向けの製茶業においては、政府の積極的な介入にも関わらず不正取引、不正茶の生産に対する有効な制度の構築は見られなかった^(註)。市場の参加者が不正を行うほうが望ましいと考えているときには、たとえ規制を設けたとしてもそこに抜け道がある限り、彼らは不正を行うであろう。事実、日本政府とアメリカ政府ともに、数度に渡り不正茶輸出・輸入を禁止する政策をとったことからそれは理解できよう。次に、なぜ市場参加者は乾燥不足の茶などの低品質な茶（粗悪茶）を輸出し続けたのであろうか。第2節で確認したように、その背景はアメリカ市場で求められる茶が低価格品であった事実である^(註)。問題を、より複雑にしたのが粗悪茶と不正茶との関係である。焙じる工程（再製工程）で生産者が注意を払わないと、茶葉はきれいな緑色にはならない。また、消費者であるアメリカ人が茶の品質を選別する能力に劣る、あるいは、他の選別項目（香氣・味など）に関心がない場合には、見た目で茶の品質を判断せざるを得ない。したがって、色が悪い粗悪茶に着色して市場が望む品質要件を満たそうとする、すなわち不正茶を輸出する誘因が生じる。不正茶と粗悪茶とは表裏一体の関係にあり、どちらか一方を解決すればよいという問題ではなかった。当時の製茶家が正確に認識していたように、低品質な茶の生産の抑止とは政府等の規制によってなされるものではなく、品質に注意を払いつつ生産することが製茶家にとって効率的となるような仕組み（制

度)が必要であった。より高品質な茶を製茶家が市場に供給したときに、それへの対価が製茶家に正當に支払われる必要があったが、戦前期の製茶業においては開港場における「合」などの要因によってそのような制度が形成される誘因は働かず、品質に注意を払わずに安価な茶を生産することが製茶家の最適な行動となった(第2節第2項)。⁽¹⁾したがって、政府等が品質検査を行い合格品には「証票」を貼付し、人体に影響を及ぼすような不正茶の流通を抑制するといった市場が形成された(第3節)。

輸出市場で日本産緑茶がインド産などの紅茶などに敗れる一方で、国内緑茶市場の拡大が顕著となった一九一〇年代以降、日本製茶業は国内市場へ回帰していった。そのときに注目されるのは、国内市場では日本茶本来の品質が問われる、言い換えれば、より高品質な茶を製茶家が生産したときに、それを需要する消費者が日本市場には存在した点である。しかし、より高品質な茶を生産した製茶家の努力を無にするような不正が市場で行われてしまえば意味がない。そこで、国内市場においては「商標」が設定された。それにより消費者が優良な茶を選択的に購入することが可能となった。すなわちそれは、不正な茶、あるいは低品質な茶(粗製茶)が市場において選択的に排除される可能性を意味していた。そのような市場では、より高品質な茶の生産に製茶家は努力するであろう(第4節第2・3項)。升半が電熱乾燥機をいち早く導入するなど、より高品質な茶の生産に対して積極的であった事実は、製茶業の発展を近代的か在来的かという視点で分析

するのではなく、持続的な成長を可能とする制度と市場構造との関係に着目する必要性を示唆していると言える。

注

(1) 中林真幸『近代資本主義の組織―製糸業の発展における取引の統治と生産の構造』東京大学出版会、二〇〇三年、谷山英祐「明治前期製糸業における商標の確立と行政による保護―群馬県と福島県の制度分析と比較―」、『経営史学』第四二巻第三号(二〇〇七年一月)、など。

(2) ここで、製茶法について簡単に述べておく。日本茶の製法として支配的であったのは、蒸煎法と釜熬法であった。一七三七年に山城で考案された蒸煎茶とは、生の茶葉を蒸してから揉み、焙炉で乾燥させた茶であり、美しい緑色を保ちかつ乾燥度の高い茶である。これに改良を加えたのが宇治茶、いわゆる煎茶と呼ばれるものである。一方、釜熬茶は、生の茶葉を直接大釜で乾燥させる茶で、茶色に焦げかつ乾燥度が余り高くなく、番茶と呼ばれるものであった(『日本茶輸出百年史』、一一頁)。そして、開港を機に宇治茶が普及した(山口和雄「茶貿易の発達と製茶業」小原敬士編『日米文化交渉史』第二巻通商産業編 洋々社、一九五四年、一五〇頁)。

(3) 角山栄『茶の世界史―緑茶の文化と紅茶の世界』、中公新書、一九八〇年、二〇〇―二〇五頁。

(4) 『日本茶輸出百年史』、六七―六八頁。

(5) 前掲中林『近代資本主義の組織』、など。

(6) 岡崎哲二・谷山英祐・中林真幸「日本における共同体関係の役割―歴史的文献展望―」澤田康幸・園部哲史編『市場と経済発展―途上国における貧困削減に向けて―』東洋経済新報社、二〇〇六年。

(7) 石井寛治「幕末維新期の山城茶業―在来産業と日本近代化―」『立命

- 館経済学』第三九巻第五号（一九九〇年二月）。
- (8) 武田晴人「上粕村の階層構成と茶業の担い手たち」石井寛治・林玲子編『近世・近代の南山城』東京大学出版会、一九九八年、三四一頁。
- (9) 『大阪府茶業史』、一〇一―一四頁。
- (10) 以上、『大阪府茶業史』、二八一―三三頁。
- (11) 天保の株仲間停止は、このように混乱した取引を再統制するものであったが、その目的は達成されなかった（宮本又次『株仲間の研究』、有斐閣、一九五八年、二八八―三二八頁）。
- (12) 『大阪府茶業史』、五二頁。
- (13) *Commercial Reports by Her Majesty's Consuls in Japan.*（以下「英国領事報告」とする）
- (14) 「英国領事報告」神戸・大阪、一八七五年、一三一―一八頁。
- (15) 『横浜市史』第三巻上、五三六頁。
- (16) 煎茶地域は埼玉・茨城・静岡・三重・奈良・京都・滋賀の諸府県であった（『横浜市史』、第三巻上、五三八頁）。
- (17) 『横浜市史』、第三巻上、四八九頁。
- (18) 山問屋と大阪貿易問屋を仲介する商人。直接に製茶売込商や外国商館に売り込む者もあり、産地価格と神戸・大阪市場価格との差が彼らの利潤となった（『大阪府茶業史』、六八頁）。
- (19) 以上、『大阪府茶業史』、六七―六八頁。
- (20) 『横浜開港側面史』、一一一―一二二頁。
- (21) 「英国領事報告」、兵庫・大阪、一八七〇年。
- (22) それによって神戸港で取引される製茶の評価を落すであろうと、報告されている。以上、「英国領事報告」、兵庫・大阪、一八七一年。
- (23) 「英国領事報告」、兵庫・大阪、一八七四年。
- (24) 例えば、開港当初、横浜、長崎から進出した内外取引に精通した無資無産の者が、地方荷主と外商との取引の斡旋を行ったが、彼らは一致団結して情報を操作し、地方荷主から安く買入れ、外商へ高く売りつけるという行動を取ったため、荷主とのトラブルが絶えなかった（『神戸開港三十年史』上巻、三七―三七三頁）。
- (25) 『神戸開港三十年史』下巻、六四三―六四五頁。
- (26) 『大阪商法会議所月報』第十二号、七頁。
- (27) 一八八九年にこのような取引慣習を廃止しようとする動きが見られたが、同年五月一七日の大阪商法会議所臨時常置委員会において、「商業取引のことは自然にまかすべきであり、これらの取引慣習は製茶業の改良が進めば自然に止む」という本山彦一の発言を受け、大阪商法会議所は、府令を発するのは得策でない、という意見を大阪府農商課に報告した（『大阪商法会議所月報』第十二号、八頁）。それゆえ、慣習変更は民間の力で行わなければならず、一八九〇年に神戸港製茶貿易商組合は、見本違いによる取引破談が生じた際にその裁定に乗り出す方針を定めるなどした（『神戸開港三十年史』下巻、六五一頁）。
- (28) 茶商人の中には、外国商人の蔵番であった清国商人に対して賄賂を渡し、約定期の受け渡しの際に劣等茶を引取らせるものもいた（『神戸開港三十年史』下巻、六五〇頁）。
- (29) 『神戸開港三十年史』下巻、六四五―六四六頁。
- (30) 『日本茶輸出百年史』、八二―八三頁。
- (31) ただし、一九六〇年代に長崎港をはじめとした各港から欧米に輸出される茶は、一度上海に送られそこで再製されていた（原康記「幕末―明治中期の長崎における製茶輸出」『経済学研究』第五四巻第六号（一九八九年二月）、須永徳武「明治前期の製茶輸出と狭山会社の活動」『埼玉県史研究』第三〇号（一九九五年二月）。
- (32) 農務局「製茶集談会日誌」『明治前期産業発達史資料 第九集』、一九頁。
- (33) 前掲「製茶集談会日誌」、二〇頁。
- (34) 前掲「製茶集談会日誌」、二二頁。
- (35) 前掲「製茶集談会日誌」、五二頁。
- (36) 前掲石井「幕末維新期の山城茶業」、九頁。

- (37) 前掲「製茶集談会日誌」、五二頁。
- (38) 和歌山県の製茶家野田四郎の意見(前掲「製茶集談会日誌」、五四―五五頁)。
- (39) 一八九一年に日本で再製機械が発明され開港場における再製場は姿を消した。さらに、再製機械の導入によってコストは、一万斤(六ト)あたり、人力一三三・八円から機械二〇・七円へと減少した(寺本益英『戦前期日本茶業史研究』、有斐閣、一九九九年、八六―八九頁)。
- (40) 前掲「製茶集談会日誌」、一〇一頁。
- (41) 前掲山口「茶貿易の発達と製茶業」、一四四頁。
- (42) 『京都府茶業史』、四一五頁。
- (43) 『横浜市史』、第三卷上、七一八―七二三頁。
- (44) 前掲角山『茶の世界史』、一四八―一四九頁。
- (45) 一九一〇年頃のアメリカでは、中国茶と日本茶が混合して飲まれるようになったことを受けて、アメリカ商人は日本において混合茶の製造を希望したが、一九一一年の農商務省条例において他茶の混合が禁止されたため、混合茶をアメリカへ輸出出来なかった(「混合茶認可請願」『大阪毎日新聞』一九二二年八月二日)。市場の動向に対応できなかった例であろう。
- (46) 前掲谷山「明治前期製茶業における商標の確立と行政による保護」。
- (47) 『英国領事報告』、一八八〇年、兵庫・大阪、一五頁。
- (48) 井川克彦「初期生糸改良と居留外国人」高村直助編『明治前期の日本経済―資本主義への道―』日本経済評論社、二〇〇四年、谷山英祐「明治初期横浜居留地の生糸取引における制度とその形成過程」『社会経済史学』第七四巻第二号、二〇〇八年七月、など。
- (49) 前掲須永「明治前期の製茶業と狭山製茶会社」、二一三頁。
- (50) 以上、前掲「製茶集談会日誌」、二四―二六頁。
- (51) 前掲「製茶集談会日誌」、九九―一〇〇頁。
- (52) 前掲「製茶集談会日誌」、一〇一―一〇二頁。
- (53) 以下、農商務省農務局「茶業二関スル調査」、三〇三―三〇四頁。
- (54) 税関費用にも充てられたようである(「茶業二関スル調査」、三〇四頁)。
- (55) このとき簡易検査法としてリード試験法(詳細については、「米國輸入茶試験法」『神戸又新日報』、一九二二年五月一日)が採用された。この検査法導入後に、カーターマシイ会社がサンフランシスコ港に持ち込んだ中国茶が不合格となった際に、カーターマシイはこの検査方法は機械的検査に属し、化学的検査法によると定めた条文に違反すると主張した。最終的に、リード検査で不合格となった茶に対して化学的検査法による再検査を行うことで決着した(「米國の製茶検査」『時事新報』、一九二三年二月三日)。なお、リード試験法と同様の紙摺法という検査方法が同時期に静岡で行われていた点が注目される(「着色茶取締励行」『東京朝日新聞』、一九二二年六月一日)。
- (56) 「茶業二関スル調査」、三一七頁。
- (57) 古谷西村商会の茶がニューヨーク港において着色茶と判定された際に抗議した(「米國の抑留茶解決」『中外商業新報』、一九二二年八月一日)。
- (58) 製茶業で「商標」が存在しなかったと主張しているわけではない。商標による取引の統治や高品質生産への誘因制御が行われなかった、という論旨である。
- (59) 以上、『日本茶業史』、七六―八三頁。
- (60) 前掲谷山「明治初期横浜居留地の生糸取引における制度とその形成過程」。
- (61) 「生糸改会社」に関しては、『横浜市史』第三卷上、一〇一―一〇七頁、「連合生糸荷預所」に関しては、『横浜市史』第三卷上、七五三―七九八頁。
- (62) 以下、『日本茶業史』、三〇四―三〇六頁。
- (63) 『静岡県再製茶業史』、四三頁。The Shizuoka - Ken Tea Refiners' Guild と英訳された。外国商人が「生糸改会社」を The Japanese Silk

- (63) Guildと英訳して批判したのと比較すると、『横浜市史』第三卷上、一〇二頁)、外国商人の対応は対照的である。
- (64) 全国的にみると、玉露生産が増加するのは一九二〇年代後半以降である(大石貞男『日本茶業発達史』、農山漁村文化協会、一九八三年、二七七頁、表三一一)。
- (65) 前掲大石『日本茶業発達史』、三二五―三三〇頁。
- (66) 開港以後の京都府の茶生産について触れておくと、宇治・紀伊・久世郡が玉露を中心に生産し、綴喜・相良郡が煎茶地域であった(前掲武田「上粕村の階層構成と茶業の担い手たち」、表5、三三三頁)。
- (67) 茨城・埼玉について確認しておくと、近隣の県へ茶を供給していたことが特徴であろう。とりわけ、群馬・長野県といった製糸地帯への輸送が顕著であった。
- (68) なお、高品質な茶とは、輸出向け茶との比較においてであり、必ずしも玉露を意味するのではなく高品質な煎茶も含む。実際、一九三〇年の煎茶高値物が一〇〇g五〇円であったのに対して、安値物のそれは一三・三円であった(角山栄監修『茶―CH A―』福寿園、一九九〇年、二一四―二一五頁)。
- (69) 前掲武田「上粕村の階層構成と茶業の担い手たち」、三四一頁。
- (70) 一九二四年には七条の個人所有であった製茶工場二つを買取り、会社所有とした(山城製茶株式会社「第四期決算報告書」)。なお、以下は特にことわりがない限り、前掲武田「上粕村の階層構成と茶業の担い手たち」、三四〇―三四三頁。
- (71) 山城製茶「第六期決算報告書」、一九二七年。
- (72) 山城製茶「第七期決算報告書」、一九二八年。
- (73) 国内市場でも着色茶の問題が生じていた。一九二二年に静岡産の着色茶が、東京への着色茶移入阻止を目的として行った検査(於新橋停車場)によって摘発された(『中外商業新報』、一九二二年八月一日)。
- (74) 池田敦「加工食品流通」石原武政・矢作敏行『日本の流通一〇〇年』、有斐閣、二〇〇四年、二〇一―二二頁。
- (75) 『森永製菓五十年史』、四六五頁。
- (76) 山城製茶「第七期決算報告書」、一九二八年。
- (77) 山城製茶「第六期決算報告書」、一九二七年。
- (78) 山城製茶「第九期決算報告書」、一九二九年。
- (79) 七条七之助の回顧によれば、森永との契約はなれば無理やりに結ばされたようである(『山城茶業史』、一七六―一七八頁)。
- (80) 山城製茶「第六期決算報告書」、一九二七年。
- (81) 『山城茶業史』、二二二頁、満園勇「戦前期宇治茶産地における国内市場への展開―通信販売を中心に―」『社会経済史学』第七四巻第一号、二〇〇八年。
- (82) 前掲武田「上粕村の階層構成と茶業の担い手たち」、三四二―三四二頁。
- (83) この検査員が茶の検査に従事していたのか、あるいは会計検査を意味するかは判然としない。しかし、山城製茶では会計検査は監査役の名称が与えられており、本稿では茶の品質検査員と判断した。
- (84) 山城製茶「第十八期決算報告書」、一九三二年。
- (85) 福井県の輸出向け羽二重における「産地ブランド」の形成を論じた橋野知子の分析によれば(橋野知子『経済発展と産地・市場・制度―明治織物業の進化とダイナミズム―』、第二・三章)、商標の設定(検査と格付け)が同業組合によってなされたために、そこに属する生産単位である「社」ならびに機業家には、検査の内部化などの誘因が働かなかつたと論じている。橋野の理解に従えば、同業組合による商標の設定、つまり、消費者に対してどのような品質を保証するか、消費者が商品選択のさいにどの項目を重視するか、といった情報が「社」・機業家に還元されなかつたことになる(検査の内部化とは以上の情報を生産者が認識することにほかならない)。さらに、「社」の職工はどのように努力すれば自らの利得が向上するかを知らずに羽二重を生産していたにもかかわらず、「産地ブランド」が市場において信

- 認められ続けた、ということになる。橋野の指摘通り「社」が品質差益を享受していなかったならば、ではなぜ、何を目的として「社」、そして同業組合は存在していた、あるいは存在し続けたのであろうか。同書第三章をみると、高品質（ここでは育一な）な羽二重を生産する誘因は存在しなかったと推測される。第三者執行機関による検査基準・体制の厳格化、それは、生産者にとって自己拘束的に基準を守る誘因がなかった事実を示しているからである。合資岡谷製茶場の設立は、共同再練結社（ここでは同業組合にあたる）がそこに属する製茶家（同様に「社」・機業家）の誘因制御に失敗したことを意味しており（前掲中林『近代資本主義の組織』、一九〇―一九二頁）、製茶業との比較を論じたいのであれば、ここで明らかにされるべきは、同業組合の検査・格付けの基準と「社」における技術指導の内容との関連であり、市場での信認を持続的に獲得する、すなわち品質に注意しつけて羽二重を生産する誘因のメカニズムを、同業組合・社・機業家それぞれの補完関係に注目しながら明らかにすべきであろう。
- (86) 例えば、渋み・苦味の調和などを科学的に検査することは困難である（前掲角山『茶一〇八章』、一九四―一九五頁）。
- (87) 乾燥不十分な茶を売り渡すなど、製茶会社が茶生産者にしばしば騙されていた、という指摘がある（『製茶組織の欠陥』『中外商業新報』、一九一三年四月一三日）。
- (88) 山城製茶「第七期決算報告書」、一九二八年。
- (89) この点に関して、組合下の養蚕・製茶家の努力水準を適切に高めることに成功した碓氷社とは対照的であった（前掲谷山「明治前期製茶業における商標の確立と行政による保護」）。
- (90) 服部一馬「製茶共進会と集談会」『経済と貿易』第七三巻第四号、一九五九年三月。
- (91) 和木康光『茶に生きる―升半史話―』中部経済新聞社、一九七〇年、二〇―五三頁。
- (92) 前掲和木『茶に生きる』、一〇四頁。
- (93) 林重一編著『升半茶店史―名古屋商人横井家の研究―』資料編、升半茶店、一九七一年、三六〇頁。
- (94) 前掲和木『茶に生きる』、一二八頁。
- (95) 前掲和木『茶に生きる』、一一八―一二二頁。前掲林『升半茶店史』に三河製茶所の詳細な資料が収録されている。同書に収録されている「茶園経営法解説書」によれば、一九一五年の生産高は、玉露が七一貫、煎茶四〇〇貫であった。なお、この製茶所は一九二〇年に採算が取れないために閉鎖された（前掲林『升半茶店史』、五頁）。
- (96) 前掲和木『茶に生きる』、一三五頁。
- (97) 前掲和木『茶に生きる』、一四五頁。
- (98) 前掲和木『茶に生きる』、一三五―一三九頁。
- (99) 以下、とくに断りが無い限り和木『茶に生きる』、一四六―一六六頁。
- (100) いうまでもなく半七が行ったのは見本の選別であり、荒茶を選ぶ茶選り工程をすべて一人で行ったわけではない。茶選り工程は、手先の器用さが要求され多くは女性が行った（『山城茶業史』、一九二―一九五頁）。
- (101) 前掲和木『茶に生きる』、一九三頁。
- (102) 『日本茶輸出百年史』、七七―七九頁。
- (103) 茶の輸出価格は平均輸出価格よりも低位であったことが指摘されている（前掲寺本『戦前期日本茶業史研究』、二〇頁）。
- (104) 前掲和木『茶に生きる』、一五五頁。